

雲仙市

担当課	政策企画課
担当者	参事補 町田 義博
電 話	0957-47-7709
F A X	0957-38-3514

「チョイソコうんぜん」運賃改定（案）に関する意見募集について

「チョイソコうんぜん（区域運行）」においては、北部地区での実証実験開始から、市内全域での本格運行となった現在まで、1エリア1乗車200円／人として運行してまいりました。

しかしこの間、人件費の上昇や燃料価格の高騰などにより運行経費が増加してきてています。

こうした運行経費の増加の実情などにより、令和8年度において、チョイソコうんぜんの運賃改定を予定しています。

今回、改定（案）がまとまりましたので、これを市民の皆様にお知らせし、幅広いご意見を募集いたします。

1. 改定内容の閲覧方法

本市ホームページによる改定内容の閲覧、または政策企画課、各総合支所地域振興課及び雲仙出張所で閲覧をお願いします。

2. 意見の募集期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月6日（金）午後5時まで

3. 意見の提出方法及び提出先

所定の意見提出用紙に記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参により提出をお願いします。

（ただし、電話・口頭・匿名による意見は受付できません。）

持参の場合 雲仙市政策企画課、各総合支所地域振興課、雲仙出張所

郵送の場合 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市政策企画課

ファクシミリの場合 0957-38-3514

電子メールの場合 kikaku@city.unzen.lg.jp（政策企画課代表アドレス）

4. 応募できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有するもの
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に所在する学校に在学する者
- ・市民意見募集（パブリックコメント）手続に係る計画等に利害関係を有するもの

5. 留意事項

提出いただきましたご意見につきましては、市の考え方を付して、本市ホームページ上で公表します。

その後、パブリックコメントのご意見も踏まえて、雲仙市、チョイソコうんぜん（区域運行）運行事業者、国土交通省九州運輸局長崎運輸支局、住民の代表の4者で組織される「雲仙市地域公共交通協議会分科会（運賃協議会）」において協議します。

運賃改定となった場合は、広報誌等で周知します。

6. 問合せ先

雲仙市役所 総務部政策企画課

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

TEL：0957-47-7709（内線9812） FAX:0957-38-3514

メールアドレス kikaku@city.unzen.lg.jp

市民意見募集制度（パブリックコメント）

「チョイソコうんぜん」運賃改定（案）に関する意見募集について

「チョイソコうんぜん（区域運行）」においては、北部地区での実証実験開始から、市内全域での本格運行となった現在まで、1エリア1乗車200円／人として運行してまいりました。

しかしこの間、人件費の上昇や燃料価格の高騰などにより運行経費が増加してきています。こうした運行経費の増加の実情などにより、令和8年度において、チョイソコうんぜんの運賃改定を予定しています。

今回、改定（案）がまとまりましたので、これを市民の皆様にお知らせし、幅広いご意見を募集いたします。

1. 改定内容の閲覧方法

本市ホームページによる改定内容の閲覧、または政策企画課、各総合支所地域振興課及び雲仙出張所で閲覧をお願いします。

2. 意見の募集期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月6日（金）午後5時まで

3. 意見の提出方法及び提出先

所定の意見提出用紙に記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参により提出をお願いします。

（ただし、電話・口答・匿名による意見は受付できません。）

持参の場合 雲仙市政策企画課、各総合支所地域振興課

郵送の場合 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市政策企画課

ファクシミリの場合 0957-38-3514

電子メールの場合 kikaku@city.unzen.lg.jp（政策企画課代表アドレス）

4. 応募できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有するもの
- ・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に所在する学校に在学する者
- ・市民意見募集（パブリックコメント）手続に係る計画等に利害関係を有するもの

5. 留意事項 提出いただきましたご意見につきましては、市の考え方を付して、本市ホームページ上で公表します。その後、パブリックコメントのご意見も踏まえて、雲仙市、チョイソコうんぜん（区域運行）運行事業者、国土交通省九州運輸局長崎運輸支局、住民の代表の4者で組織される「雲仙市地域公共交通協議会分科会（運賃協議会）」において協議します。運賃改定となった場合は、広報誌等で周知します。

6. 問合せ先

雲仙市役所 総務部政策企画課

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地

TEL：0957-47-7709（内線9812） FAX:0957-38-3514

メールアドレス kikaku@city.unzen.lg.jp

チョイソコうんぜん（区域運行）の運賃改定（案）について

雲仙市総務部政策企画課

1. 概要

「チョイソコうんぜん（区域運行）」においては、北部地区での実証実験開始から、市内全域での本格運行となった現在まで、1エリア1乗車200円／人として運行してまいりました。

この間、人件費の上昇や燃料価格の高騰などにより、運営に関する経費は年々増加しておりますが、多くのスポンサー事業所様のご支援もあり、運賃はこれまで据え置きとさせていただいておりました。

しかし、運行経費の増加の実情や、普通タクシー料金との乖離、鉄道やバスにおける運賃値上げやチョイソコを稼働している県内他市の運賃設定を鑑み、今後においても持続的な運行をおこなうために、令和8年度において運賃の見直しを予定しています。

今回、改定案がまとまりましたので、これを市民の皆様にお知らせし、幅広いご意見を募集いたします。

2. 改定案

	現行	改定案
運賃	・ 200円／人・1乗車 ※エリア乗継ぎ毎に加算	・ 300円／人・1乗車 ※エリア乗継ぎ毎に加算
割引制度	・ 70歳以上の方に限り市の福祉タクシー券を1乗車につき1枚100円券として利用可 ※未就学児は無料。ただし保護者同伴	・ 福祉タクシー券利用の廃止 ・ 市内の「70歳以上の高齢者」「障がい者」「小学生」は100円割引 ※高齢者・障がい者の要件は雲仙市福祉タクシー助成事業に準ずる ※未就学児は無料。ただし保護者同伴

3. 運賃改定予定日

►令和8年7月1日

「チョイソコうんぜん（区域運行）」運賃改定（案）

に関する意見書

雲仙市政策企画課 あて

氏名		事務所又は事業所名・学校名 ※市外在住の方は記入下さい
住所	〒 一	
電話番号		
ご意見	【意見内容】	